



福岡医発第 689 号 (総)

平成 21 年 7 月 3 日

小郡三井
各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公印省略)

平成 21 年毎月勤労統計調査（特別調査）の実施に対する協力について

厚生労働省が指定統計として継続的に実施している標記調査について、日本医師会より協力要請があり、第 11 回全理事会(H21. 7. 2)にて協議の結果、本会としてもこの調査に協力することにいたしました。

つきましては、貴会内での対象医療機関より問い合わせ等がございましたら、本調査にご協力いただきますよう貴職よりご高配の程よろしくお願い申し上げます。

なお、特別調査は、常用労働者 1～4 人を雇用する小規模事業所における賃金、労働時間、雇用の変動を明らかにするための調査であり、日本全国から無作為に選んだ地域の医療機関を対象に、年 1 回 8 月から 9 月にかけて統計調査員が訪問して行います。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会 長 丸 山 泉

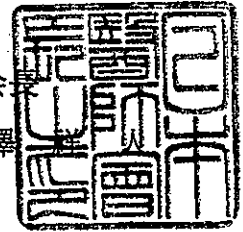
調査依頼が参りましたら、ご協力をお願いいたします。

平成 21 年 6 月 22 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会

唐 澤



平成 21 年毎月勤労統計調査特別調査に対する調査協力依頼について (依頼)

厚生労働省ではわが国の雇用、賃金、労働時間の変動を明らかにするため「毎月勤労統計調査」(指定統計第 7 号)を実施しております。

この度、平成 21 年調査として「特別調査」を実施するにあたり「別紙写」にて協力方要請があり、本会は従来通り協力することと致しました。

つきましては、下記の通り関係資料を送付致しますので、貴会におかれましては引き続き本調査にご協力方よろしくご高配賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 本会宛ての調査協力依頼文書
2. 毎月勤労統計調査要綱
3. 調査票(特別調査)
4. 毎月勤労統計調査 パンフレット等
5. 平成 20 年毎月勤労統計調査特別調査結果の概況
6. 毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧





1109

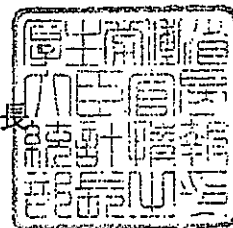
統発第0610002号

平成21年6月10日

日本医師会

会長 唐澤 祥人 様

厚生労働省大臣官房統計情報部長



平成21年毎月勤労統計調査特別調査に対する調査協力依頼について

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお喜び申しあげます。

「毎月勤労統計調査」（統計法に基づく基幹統計調査）の実施につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、毎月勤労統計調査のうち「特別調査」は、日本標準産業分類の16大産業に属し、1～4人の常用労働者を雇用する小規模事業所における賃金、労働時間、雇用の変動を明らかにするため、年1回（7月31日現在について）実施しています。

調査方法は、標本理論に基づいて日本全国から無作為に選んだ地域に所在するすべての事業所を統計調査員が訪問し、事業所の常用労働者数や主な生産品や事業の内容等を確認の上、1～4人の常用労働者を雇用する事業所に対し調査を行います。

つきましては、調査のために指定された地域（別添「指定調査区市区町村名一覧」）にある貴会会員の事業所に8月から9月にかけて統計調査員がお伺いし、常用労働者数が1～4人の場合には、調査を実施させていただくことがありますので、趣旨を御理解の上、周知・協力方格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

参考までに、毎月勤労統計調査要綱、毎月勤労統計調査特別調査の調査票、「平成21年毎月勤労統計調査特別調査への協力のお願い」、「毎月勤労統計調査だより 特別調査」及び平成20年調査結果資料について紙媒体と電子媒体を添付いたします。

今後とも、毎月勤労統計調査に御協力いただきますようお願い申し上げます。

敬具

毎月勤労統計調査要綱

1 調査の種類

この調査は、全国調査、地方調査及び特別調査の3種類とする。

2 調査の目的

この調査は、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国的変動を、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とし、特別調査はこれらを補完することを目的とする。

3 調査の範囲

(1) 地域

日本国全域とする。

(2) 産業

次に掲げる産業とする。

イ 鉱業、採石業、砂利採取業

ロ 建設業

ハ 製造業

ニ 電気・ガス・熱供給・水道業

ホ 情報通信業

ヘ 運輸業、郵便業

ト 卸売業、小売業

チ 金融業、保険業

リ 不動産業、物品賃貸業

ヌ 学術研究、専門・技術サービス業

ル 宿泊業、飲食サービス業

ヲ 生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）

ワ 教育、学習支援業

カ 医療、福祉

ヨ 複合サービス事業

タ サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）

(3) 事業所

イ 全国調査及び地方調査

常用労働者を常時5人以上雇用する事業所とする。

ロ 特別調査

調査期日現在において、常用労働者を5人未満雇用する事業所とする。

4 調査対象

(1) 全国調査

- イ 調査の範囲に属する事業所の中から、厚生労働大臣が指定する事業所とする。
- ロ 指定は、常用労働者を常時30人以上雇用する事業所（以下「全国調査第一種事業所」という。）と常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所（以下「全国調査第二種事業所」という。）とに分けて行うこととする。
- ハ 全国調査第二種事業所は、事業所・企業統計調査の調査区の中から選定した調査区内に所在する事業所の中から指定する。

(2) 地方調査

- イ 調査の範囲に属する事業所の中から、厚生労働大臣が指定する事業所とする。
- ロ 指定は、常用労働者を常時30人以上雇用する事業所（以下「地方調査第一種事業所」という。）と常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所（以下「地方調査第二種事業所」という。）とに分けて行うこととする。
- ハ 地方調査第二種事業所は、事業所・企業統計調査の調査区の中から選定した調査区内に所在する事業所の中から指定する。
- ニ 全国調査の指定事業所は、必ず地方調査の指定事業所として指定する。

(3) 特別調査

事業所・企業統計調査の調査区の中から厚生労働大臣が指定する調査区内に所在する調査の範囲に属する事業所とする。

5 調査事項

(1) 全国調査及び地方調査

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ロ 調査期間及び操業日数
- ハ 企業規模
- ニ 性別常用労働者数及びパートタイム労働者数並びに常用労働者に係る性別異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額及び特別に支払われた給与額
- ホ 常用労働者に係る超過労働給与額及び特別に支払われた給与の名称別金額
- ヘ パートタイム労働者に係る異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額、超過労働給与額及び特別に支払われた給与額
- ト 雇用、給与及び労働時間の変動に関連する事項

(2) 特別調査

- イ 事業所名
- ロ 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ハ 調査期間
- ニ 企業規模
- ホ 常用労働者の数
- ヘ 常用労働者ごとの次に掲げる事項
 - a 氏名及び性
 - b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別
 - c 年齢及び勤続年数

- d 出勤日数及び1日の実労働時間数
- e きまって支給する現金給与額
- f 特別に支払われた現金給与額

6 調査期日

(1) 全国調査及び地方調査

毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）について行う。

(2) 特別調査

毎年、7月31日現在（給与締切日の定めがある場合には、7月の最終給与締切日現在）について行う。ただし、5の(2)のへのfに掲げる事項については、調査を実施する年の前年の8月1日から、調査を実施する年の7月31日までの期間について行う。

7 調査機関

(1) 都道府県知事は、その管轄区域内の調査に関し、統計法施行令で「雇用、給与及び労働時間の変動を全国的及び都道府県別に明らかにすることを目的とする基幹統計」について都道府県知事が行うこととされている事務を行う。

(2) 都道府県知事は、全国調査第一種事業所及び地方調査第一種事業所の事業主に、その事業所の職員の中から記入担当者を設けさせ、調査票の作成の補助及び都道府県知事との連絡に当たらせる。

(3) 全国調査（全国調査第二種事業所に係るものに限る。）、地方調査（地方調査第二種事業所に係るものに限る。）及び特別調査に関して、都道府県に設置される統計調査員は、調査票の作成、提出及び都道府県知事との連絡を行う。

8 調査方法

(1) 全国調査

イ 全国調査第一種事業所の事業主は、様式第1号の調査票を1部作成し、調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。全国調査第二種事業所については、統計調査員が様式第2号の調査票を1部作成し、調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。

ロ 全国調査第一種事業所又は全国調査第二種事業所の事業主等は、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と、報告をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して報告することができる。

この規定により報告された場合は、当該電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が都道府県知事に到達したものとみなす。

ハ 都道府県知事は、イ又はロにより提出された全国調査の調査票を審査し、これを取りまとめた上、調査月の翌月の15日までに厚生労働大臣に提出する。

ただし、ロの規定により提出された調査票は、都道府県知事が審査を終了したときに調査票が厚生労働大臣に提出されたものとみなす。

(2) 地方調査

イ 地方調査第一種事業所の事業主は、様式第3号の調査票を2部作成し、1部を控えとして事業所に保存し、1部を調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。地方調査第二種事業所については、統計調査員が様式第4号の調査票を2部作成し、1部を控えとして事業所に保存し、1部を調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。

ロ 地方調査第一種事業所又は地方調査第二種事業所の事業主等は、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と、報告をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して報告することができる。

この規定により報告された場合は、当該電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が都道府県知事に到達したものとみなす。

(3) 特別調査

イ 統計調査員は、厚生労働大臣が指定した調査区内の調査対象事業所について、様式第5号の調査票を1部作成し、調査を実施する年の9月10日までに都道府県知事に提出する。

ロ 都道府県知事は、統計調査員から提出された調査票を審査し、これを取りまとめの上、調査を実施する年の9月30日までに厚生労働大臣に提出する。

9 集計事項

(1) 全国調査

次の事項について全国集計を行う。

イ 毎月集計する事項

第1表 産業、規模、性・就業形態別月末常用労働者数、増加・減少常用労働者数、一人平均月間出勤日数、労働時間内訳別一人平均月間実労働時間数及び給与内訳別一人平均月間現金給与額

ロ 毎年夏季（6月、7月及び8月を合算）及び年末（11月、12月及び1月を合算）の賞与について、次の集計を行う。

第2表 産業、規模別一人平均賞与支給額、賞与支給事業所数割合、賞与支給労働者数割合及び一人平均賞与支給月数

ハ 毎年9月分について、次の集計を行う。

第3表 産業、規模及び一人平均きまって支給する給与階級別事業所数

(2) 地方調査

次の事項について都道府県別に集計を行う。

イ 毎月集計する事項

第1表 産業、規模、性・就業形態別月末常用労働者数、増加・減少常用労働者数、一人平均月間出勤日数、労働時間内訳別一人平均月間実労働時間数及び給与内訳別一人平均月間現金給与額

ロ 毎年夏季（6月、7月及び8月を合算）及び年末（11月、12月及び1月を合算）の賞与について、次の集計を行うことができる。

第2表 産業、規模別一人平均賞与支給額、賞与支給事業所数割合、賞与支給労働者数割合及び一人平均賞与支給月数

(3) 特別調査

次の事項について集計を行う。

イ 全国集計する事項

第1表 産業、企業規模、性、通勤・住込み、家族・家族以外の別平均年齢、平均勤続年数、一人平均1日の実労働時間数、一人平均月間出勤日数、一人平均月間きまって支給する現金給与額、一人平均年間特別に支払われた現金給与額及び常用労働者数

第2表 産業、性、年齢階級、勤続年数階級、通勤・住込み、家族・家族以外の別一人平均月間きまって支給する現金給与額及び常用労働者数（企業規模1～4人）

第3表 産業、企業規模、性、年齢階級、通勤・住込み、家族・家族以外、月間きまって支給する現金給与額階級別常用労働者数

第4表 産業、企業規模、性、年齢階級、通勤・住込み、家族・家族以外、1日の実労働時間数階級別一人平均月間きまって支給する現金給与額及び常用労働者数

ロ 都道府県別に集計する事項

第5表 産業、性別一人平均1日の実労働時間数、一人平均月間出勤日数、一人平均月間きまって支給する現金給与額、一人平均年間特別に支払われた現金給与額及び常用労働者数

10 集計方法

(1) 全国調査及び特別調査

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部において行う。

(2) 地方調査

イ 集計は、都道府県統計主管課において行う。

ロ 都道府県知事は、集計が完了したときは、結果原表を作成し保管するとともに、その写を11の(2)のイの規定に基づく公表前であって、調査月の翌々月の10日までに厚生労働大臣に提出する。

11 結果公表の方法及び期日

(1) 全国調査

イ 厚生労働大臣は、毎月集計する事項のうち、主要なものは調査月の翌々月10日までに毎月勤労統計調査全国調査結果速報として公表し、その他の集計事項については、集計完了次第公表する。

ロ 集計結果の詳細な事項は、毎月勤労統計調査全国調査結果報告として公表するとともに、その概要を最近の労働統計調査月報に掲載する。

(2) 地方調査

イ 都道府県知事は、毎月集計する事項のうち、主要なものは、調査月の翌々月中に毎月勤労統計調査地方調査結果速報として公表し、その他の集計事項は、集計完了次第公表する。

ロ 厚生労働省大臣官房統計情報部長は、地方調査の結果をとりまとめの上、毎月

勤労統計調査地方調査結果報告として公表する。

(3) 特別調査

厚生労働大臣は、調査結果について、毎月勤労統計調査特別調査結果報告として、調査を実施した年内に公表する。

12 関係書類の保存期間及び保存責任者

(1) 保存期間

調査票又は調査票を収録した磁気媒体は、3年とする。

全国調査及び特別調査の結果原表又は結果原表を収録した磁気媒体は永久とし、地方調査の結果原表又は結果原表を収録した磁気媒体は10年とする。

(2) 保存責任者

全国調査及び特別調査の調査票及び結果原表は、厚生労働大臣とする。地方調査の調査票及び結果原表は、都道府県知事とする。

13 その他

この要綱に基づく調査は、平成21年4月1日から実施し、旧要綱は、平成21年3月31日をもって廃止する。

毎月勤労統計調査特別調査票

(平成 年 7 月 分)

厚生労働省

1 事業所名 (電話) 局 番	都道府県番	調査区番号	事業所一連番号	※産業分類番号		企業規模番号
				大	中	
2 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。 (主要なものとは、総収入の最も多いものです。)	3 調査期間は、いつからいつまででしたか。(6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1カ月間です。)		4 調査期間末日の常用労働者数は何人でしたか。	5 企業(同一会社に属するすべての事業所)の全常用労働者数は、何人ですか。 該当する番号を○で囲んでください。		
	月 日から 月 日まで		人	(1) 30人以上 (2) 5～29人 (3) 1～4人		

常用労働者について記入してください。		常用労働者とは、期間を定めずに、又は1カ月を超える期間を定めて雇われている者及び日々又は1カ月以内の期間を定めて雇われている者で前2カ月(5月及び6月)の各月にそれぞれ18日以上貴事業所に雇われた者をいいます。						次の者は除きます。 ○事業主又は法人の代表者 ○無給の家族従業者	
1 氏名又は符号	2 性	3 通勤・住込みの別 (注)	4 家族労働者であるかどうかの別	5 年齢	6 勤続年数	7 出勤日数 (1時間でも就業した日は1日に数えてください。有給休暇は含めないでください。)	8 1日の実労働時間数 (7月中の通常日の労働時間を記入してください。休憩時間は除きます。)	9 きまって支給する現金給与額 (毎月同じように支給される給与(税込み)で、残業手当を含みます。)	10 昨年の8月1日から今年の7月31日までに特別に支払われた現金給与額(夏季又は年末の賞与、3カ月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追加分及び支給事由の発生が不確実な給与の総額(税込み)です。毎月きまって支給する給与は含みません。)
	男 女	通 住	家族 家族以外	[1年未満の端数は切り捨ててください。]	歳 年	日	時間	百万 拾万 万 千 百円	百万 拾万 万 千 百円
1	1 2	1 2	1 2						
2	1 2	1 2	1 2						
3	1 2	1 2	1 2						
4	1 2	1 2	1 2						

(注) 住込みとは、家族労働者であるかどうかを問わず、事業所の構内又は事業主の住宅内に居住し、常態として食事の提供を受けている者をいいます。

備考	面接者氏名	調査票作成 年 月 日	年 月 日	統計 調査員印
----	-------	----------------	-------	------------

※印欄は記入しないでください。
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々は統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の準備に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

事業主の皆さまへ

厚生労働省
都道府県

平成21年 毎月勤労統計調査 特別調査への協力をお願い

拝啓 時下ますますご清栄のことと存じます。

お忙しいところ、貴重なお時間をいただきありがとうございます。

この度、毎月勤労統計調査特別調査を行うための調査区として、この地域が指定されました。

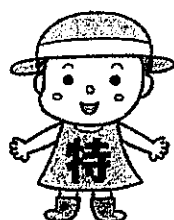
毎月勤労統計調査は、労働者に支払われた賃金、労働時間などの変動状況を調べ、各種施策の基礎資料とするものです。

統計調査員が皆さまの事業所にお伺いして、事業所の名称、常用労働者数などを把握する「準備のための調査」をさせていただきます。是非とも調査へのご協力をお願いいたします。

この調査は統計を作るために行うもので、税金の算定や、労働基準法、その他の法律に基づく取締りなどに用いることは、絶対にありません。

統計調査員は各都道府県知事が任命した公務員です。調査で知り得た事柄について他に漏らすことは、統計法で固く禁じられています。統計調査員の質問には、ありのままをお答えくださいますようお願いいたします。

敬 具



毎月勤労統計調査 特別調査 のキャラクター「とくちゃん」です。
調査にご協力ください。お願いします。

準備のための調査

指定された地域に所在する事業所を把握するための調査です。

事業所の名称、常用労働者数、主な生産品、事業の内容等をお尋ねし名簿を作成します。その名簿の中から常用労働者1～4人を雇用している事業所について、後ほど詳細な調査をお願いすることになります。

指定調査区

特別調査の指定調査区は、全国を約96,000調査区に分け、その中から統計理論に基づいて一定の基準で選定しています。

統計の種類

毎月勤労統計調査は、統計法に基づき指定された基幹統計で、全国調査、地方調査、特別調査の3種類です。

統計の意義

統計で得られた情報は、国や地方公共団体における行政施策の企画・立案の基礎資料として重要なものとなっています。

調査の目的

毎月勤労統計調査は、給与、労働時間、雇用について全国調査は全国の変動を、地方調査は都道府県別の変動を明らかにすることを目的としています。特別調査は、全国調査及び地方調査を補完することを目的としています。

調査の流れ

厚生労働省
大臣官房
統計情報部



都道府県
(統計主管課)



統計調査員



事業所

秘密の保護

統計法第41条では、調査の結果得られた秘密が保護されるべきことを定めています。

また、第39条では、統計調査の実施者は調査票等を適正に管理すべきことを定めています。さらに第57条では、行政機関の職員や統計調査員が調査対象者の秘密の漏洩等を行った場合は、これらの者に刑罰を科すこととしています。

ご不明な点などがありましたら、下記までご連絡ください。

問い合わせ先



厚生労働省大臣官房統計情報部 雇用統計課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話 03(5253) 1111 内線 7605～7607 7609 7610



毎月勤労統計調査 特別調査

毎勤だより 特別調査

毎月勤労統計調査特別調査について

常用労働者5人以上の事業所について給与・労働時間・雇用の全国的な変動を毎月明らかにすることを目的として行われている毎月勤労統計調査を補うために年1回行っています。

調査をお願いする事業所

常用労働者1～4人の事業所

16大産業に属する事業所

鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）

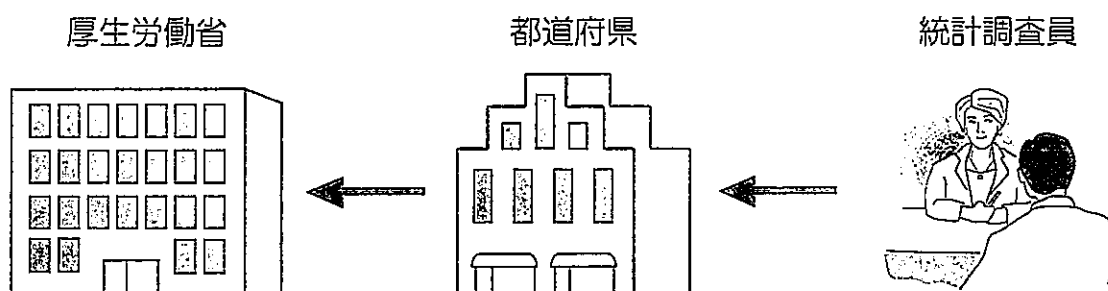
調査の内容

年齢、勤続年数、出勤日数、1日の実労働時間数、きまって支給する現金給与額、特別に支払われた現金給与額など

調査の方法

調査に際しては、貴事業所に統計調査員が赴きます。この統計調査員は、各都道府県の知事が任命し、必ず統計調査員証を携帯しています。

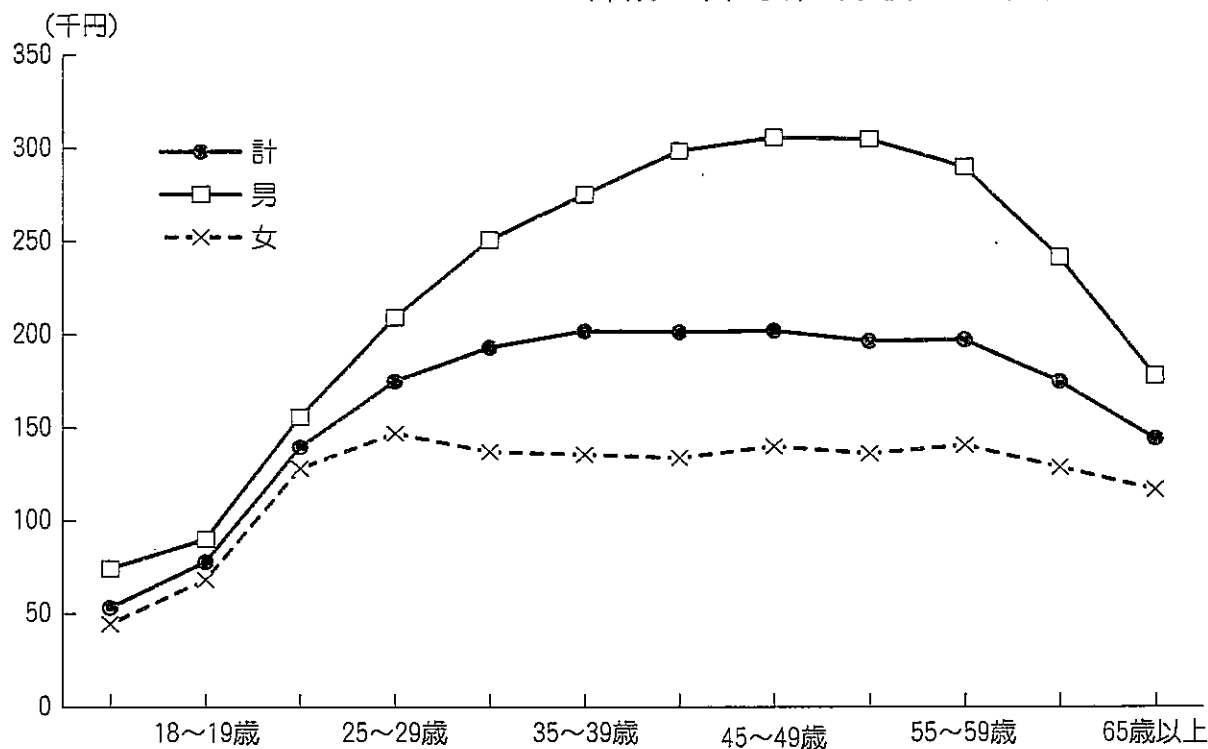
調査の流れ



● 毎月勤労統計調査特別調査の結果から ●

◎性、年齢階級別月間きまって支給する現金給与額

(平成20年、事業所規模 1 ～ 4 人、調査産業計)



◎年齢、勤続年数、月間出勤日数、通常日1日の実労働時間数、月間きまって支給する現金給与額、特別に支払われた給与、短時間労働者の割合の推移

(事業所規模 1 ～ 4 人、調査産業計)

年	年 齢	勤続年数	出勤日数	通常日1日の実労働時間数	きまって支給する現金給与額	過去1年間に特別に支払われた現金給与額 (勤続1年以上)	短時間労働者割合 (1日6時間以下)
	歳	年	日	時間	円	円	%
平成元年	39.5	7.8	23.8	7.6	167,444	297,752	20.9
5	41.3	8.9	22.7	7.4	194,042	368,944	23.1
10	42.2	9.6	22.0	7.3	201,453	334,987	24.5
15	43.1	9.8	21.5	7.3	193,570	241,577	25.5
16	43.4	9.9	21.4	7.2	192,588	225,303	25.4
17	43.7	10.1	21.1	7.2	190,888	220,764	26.0
18	44.2	10.4	21.1	7.2	190,749	219,475	26.9
19	45.0	10.9	21.1	7.2	190,482	214,629	26.9
20	45.4	11.1	21.2	7.2	192,630	208,368	27.0

◎都道府県別きまって支給する現金給与額、出勤日数、通常日1日の労働時間

(平成20年、事業所規模1～4人、調査産業計)

都道府県	きまって支給する現金給与額	出 勤 日 数	通常日1日の実労働時間
	円	日	時間
全 国	192,630	21.2	7.2
北 海 道	177,401	22.0	7.2
青 森 県	166,048	22.8	7.2
岩 手 県	172,445	21.9	7.2
宮 城 県	194,787	21.4	7.2
秋 田 県	177,439	22.1	7.1
山 形 県	185,082	22.6	7.4
福 島 県	188,361	22.4	7.5
茨 城 県	201,339	21.0	7.5
栃 木 県	194,655	21.6	7.4
群 馬 県	192,282	21.0	7.2
埼 玉 県	203,508	20.5	7.1
千 葉 県	190,812	20.5	7.2
東 京 都	233,390	21.0	7.4
神 奈 川 県	195,359	19.8	6.9
新 潟 県	203,792	22.3	7.4
富 山 県	200,626	21.6	6.9
石 川 県	187,985	21.4	7.3
福 井 県	194,993	22.3	7.4
山 梨 県	187,538	21.5	7.4
長 野 県	194,022	21.3	7.2
岐 阜 県	195,419	21.3	7.1
静 岡 県	195,704	21.3	7.3
愛 知 県	199,781	21.3	7.1
三 重 県	186,271	21.5	7.2
滋 賀 県	182,017	20.5	6.8
京 都 府	187,063	20.3	7.2
大 阪 府	206,442	20.4	7.2
兵 庫 県	170,701	20.7	6.9
奈 良 県	172,030	20.9	7.0
和 歌 山 県	173,774	21.5	6.9
鳥 取 県	184,616	21.7	7.3
島 根 県	179,466	21.4	7.1
岡 山 県	194,513	22.0	7.2
広 島 県	187,022	21.7	7.2
山 口 県	179,262	21.2	7.1
徳 島 県	180,556	21.9	7.1
香 川 県	181,451	21.4	7.0
愛 媛 県	172,712	22.0	7.0
高 知 県	163,298	21.5	7.1
福 岡 県	184,627	21.3	7.1
佐 賀 県	177,095	22.0	7.3
長 崎 県	165,712	22.6	7.2
熊 本 県	168,118	21.6	7.1
大 宮 市	167,291	21.6	7.1
分 岐 市	168,305	22.5	7.3
鹿 児 島 県	163,992	21.6	7.1
沖 縄 県	148,100	22.3	7.1



調査の内容が、他に知られたりするようなことは無いのでしょうか？

A

この調査は、我が国の一人当たりの賃金や労働時間を調べるためのもので、税金の算定や、労働基準法その他の法律に基づく取り締まりなどに用いることは絶対にありません。

統計法という法律で、そのようなことは禁じられています。

なお、調査には統計調査員が赴いていますが、統計調査員は、知事が任命した公務員です。調べたことについて他にもらうことは、やはり統計法で固く禁じられています。

安心してお答えください。



基幹統計とは？

A

国の政策決定に必要で、また国民全体が共有するのにふさわしい統計として、統計法に基づき指定された統計のことです。

対象となった方は、統計法により調査に報告しなければなりません。一方、秘密の保護などについて厳重な規定が定められています。

国勢調査、生産動態統計調査、事業所・企業統計調査なども、基幹統計です。

調査の重要性をご理解いただき、ご協力
くださいますようお願いいたします。

調査についてのご質問がありましたら、各都道府県の統計主管課までお問い合わせください。



厚生労働省大臣官房 統計情報部（雇用統計課）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL 03-5253-1111（内線 7605～7607, 7609, 7610）

毎月勤労統計調査の結果は、厚生労働省のホームページ「統計調査結果」の「最近公表の統計資料」にも掲載されています。（<http://www.mhlw.go.jp>）

平成21年



厚生労働省発表
平成20年12月

厚生労働省大臣官房統計情報部
担当：雇用統計課企画調整係
電話：03-5253-1111（内線：7609, 7610）
03-3595-3145（ダイヤルイン）

—平成20年毎月勤労統計調査特別調査結果の概況—

○ 結果のポイントは以下のとおりです。

- ・ 月間きまって支給する現金給与額は前年比1.1%増
- ・ 過去1年間に特別に支払われた現金給与額は前年比2.9%減
- ・ 短時間労働者割合は0.1ポイント上昇

1 賃金

- ・ 事業所規模1～4人の事業所について、平成20年7月における1人平均きまって支給する現金給与額は、192,630円で、前年と比べ1.1%の増加となった（P3第1図）。
- ・ 平成19年8月1日から平成20年7月31日までの1年間における1人平均特別に支払われた現金給与額は、208,367円で、前年と比べ2.9%の減少となった（P5第3表）。

2 出勤日数と労働時間

- ・ 平成20年7月における1人平均出勤日数は、21.2日で、前年差0.1日の増加となった（P5第3図）。
- ・ 同7月における通常日1日の1人平均実労働時間は7.2時間で、前年と同水準となった（P5第3図）。

3 雇用

- ・ 常用労働者の構成を産業別にみると、卸売・小売業が30.6%と最も多く、次いでサービス業21.2%、建設業10.7%、飲食店、宿泊業10.1%、製造業9.0%の順となった（P7第4図）。
- ・ 短時間労働者（通常日1日の実労働時間が6時間以下の常用労働者）の割合は、27.0%で、前年差0.1ポイント上昇となった（P8第5図）。

平成20年毎月勤労統計調査特別調査結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。
(URL：<http://www.mhlw.go.jp/toukei/index.html>)

目 次

1 調査の概要	1 頁
2 結果の概要	3 頁
(1) 賃金	3 頁
(2) 出勤日数と労働時間	5 頁
(3) 雇用	7 頁
3 付表	9 頁

1 調査の概要

(1) 調査の目的

毎月勤労統計調査特別調査は、常用労働者1人以上4人以下の事業所の賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を提供することを目的とする。

(2) 調査の範囲

ア 地域

日本国全域

イ 産業

日本標準産業分類（平成14年3月改訂）に基づく14大産業（鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（ただし、その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業及び外国公務を除く。））である。

ウ 事業所

平成13年事業所・企業統計調査の調査区に基づいて設定した毎勤特別調査区のうちから、無作為に抽出された調査区内に所在し、イの産業に属する常用労働者1～4人を雇用する事業所。

(3) 調査の時期

毎年7月31日現在（給与締切日の定めがある場合には調査年7月の最終給与締切日現在）の状況について調査を行っており、今回は平成20年のものにあたる。

(4) 主な調査事項

ア 主要な生産品目又は事業の内容

イ 企業規模

ウ 常用労働者の数

エ 常用労働者ごとの次に掲げる事項

a 性

b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別

c 年齢及び勤続年数

d 出勤日数及び1日の実労働時間数

e きまって支給する現金給与額

f 特別に支払われた現金給与額

(5) 調査の方法

統計調査員が調査対象事業所を訪問し、面接聴き取りの上、調査票に記入する方法により実施。

(6) 調査系統

厚生労働省大臣官房統計情報部—都道府県—統計調査員—調査対象事業所

(7) 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

調査対象数 20,720事業所 有効回答数 19,188事業所
有効回答率 92.6%

(8) 利用上の注意

ア 本概況で「サービス業」とあるのは、「サービス業（他に分類されないもの）」のことである。

イ 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入してある。

ウ 前年比及び前年差は、表章単位の数値から算出している。

(9) 用語の定義

ア 常用労働者

調査期日現在、当該事業所に在籍している労働者で、次のいずれかに該当する者をいう。

a 期間を定めず、又は、1か月を超える期間を定めて雇われている者。

b 同一事業所に日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、5月と6月にそれぞれ18日以上雇われた者。

なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、常時事業所に出勤して、一定の業務に従事し、一般の労働者と同じ基準で毎月給与が算定されている者は常用労働者に含める。

また、いわゆるパートタイム労働者で上記a、bの条件を満たしている者も常用労働者に含める。

イ きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき、毎月きまって現金で支給される給与額（超過勤務手当を含む。）のことをいい、7月分の給与額について調査している。所得税、各種社会保険料等を差し引く以前の金額である。

ウ 特別に支払われた現金給与額

平成19年8月1日から平成20年7月31日までの1年間分の一時的又は臨時的に支払われた現金給与額及び3か月を超える期間ごとに支払われた現金給与額のことをいう。

主なものとして、夏季、年末の賞与がこれに該当する。

本特別調査においては、勤続1年以上の者1人当たり平均を算出している。

エ 出勤日数

7月中に労働者が実際に出勤した日数のことである。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、午前0時より翌日午前0時までの1時間でも就業すれば出勤日とする。

オ 実労働時間

労働者が実際に働いた労働時間をいい、休憩時間を含まない。7月中の通常日1日について調査しており1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切上げ、30分未満は切捨てとしている。

カ 短時間労働者

通常日1日の実労働時間が6時間以下の者をいう。

2 結果の概要

(1) 賃金

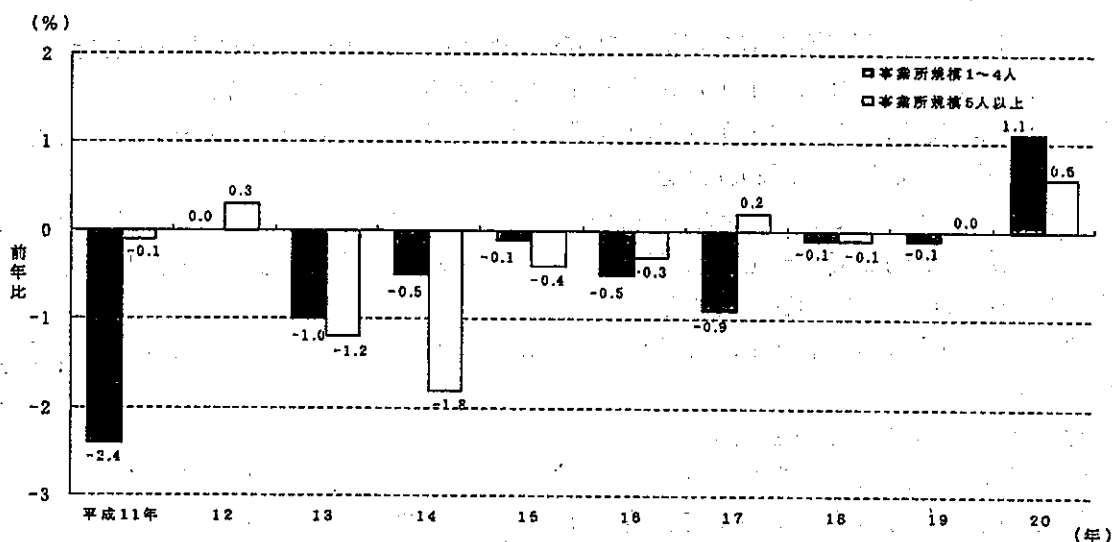
ア きまって支給する現金給与額

事業所規模1～4人の事業所について、平成20年7月（以下「7月」という。）における1人平均きまって支給する現金給与額は、192,630円で、前年比1.1%増となった。

男女別にみると、男は264,836円で1.2%増、女は139,134円で1.2%増となった。

主な産業についてみると、建設業は258,123円、製造業は219,453円、卸売・小売業は187,191円、飲食店、宿泊業は116,942円、サービス業は193,634円となった。（第1図、第1表）

第1図 きまって支給する現金給与額の前年比の推移（調査産業計）



注：事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査各年7月分の結果である。

第1表 主な産業・性、事業所規模別きまって支給する現金給与額

主な産業・性	1～4人		5人以上		5人以上=100とした時の比率
	円	前年比 %	円	前年比 %	
調査産業計	192,630	1.1	271,392	0.6	71.0
男	264,836	1.2	340,174	...	77.9
女	139,134	1.2	178,924	...	77.8
建設業	258,123	1.7	320,144	1.3	80.6
製造業	219,453	-0.5	301,355	0.6	72.8
卸売・小売業	187,191	1.8	227,793	1.9	82.2
飲食店、宿泊業	116,942	6.6	131,113	1.1	89.2
サービス業	193,634	-0.9	261,943	1.0	73.9

注：1) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査7月分の結果である。

2) 事業所規模5人以上の前年比は、調査対象事業所の抽出替えに伴うギャップを修正した指数から算出している。
なお、男女別には指数を算出していないため、「…」と表記している。

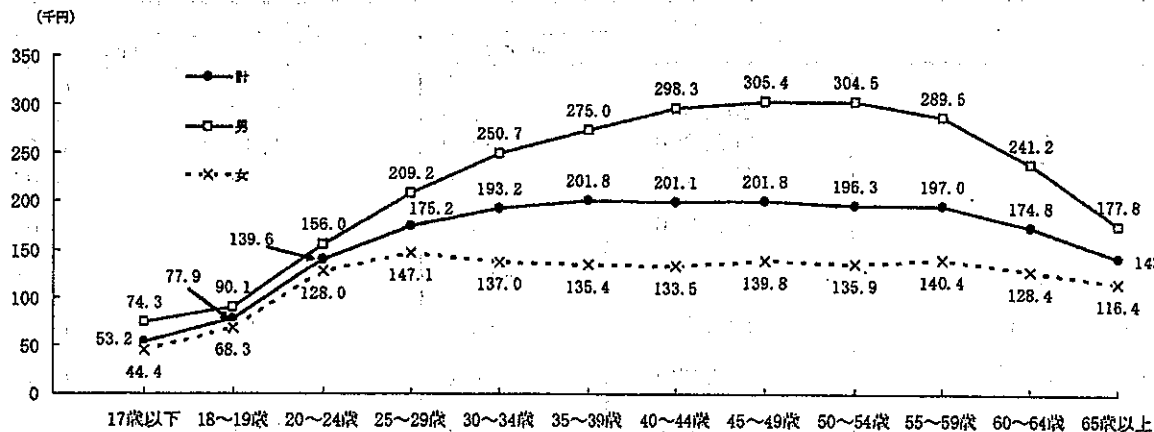
イ 年齢階級・勤続年数階級別きまって支給する現金給与額

企業規模1～4人の事業所における、7月のきまって支給する現金給与額を年齢階級別にみると、30～59歳でほぼ横ばいとなっている。

男女別にみると、男は40～59歳で、女は20歳以上でほぼ横ばいとなっている。

また、勤続年数階級別にみると、概ね勤続年数が増加するにしたがって給与水準が高くなっている。(第2図、第2表)

第2図 性、年齢階級別きまって支給する現金給与額（企業規模1～4人、調査産業計）



第2表 年齢階級・勤続年数階級、主な産業・性別きまって支給する現金給与額（企業規模1～4人）

年齢階級 勤続年数階級		調査産業計			建設業	製造業	卸売・小売業	飲食店、宿泊業	サービス業
		計	男	女					
		円	円	円	円	円	円	円	円
年 齢	計	184,226	253,463	133,716	252,182	210,261	172,708	113,066	193,461
	17歳以下	53,190	74,276	44,404	x	x	37,394	52,168	x
	18～19歳	77,912	90,106	68,343	168,110	109,889	66,263	44,108	122,854
	20～24歳	139,562	156,030	128,044	202,709	178,054	135,065	91,024	148,437
	25～29歳	175,220	209,162	147,055	233,520	189,443	161,356	135,509	174,465
	30～34歳	193,173	250,726	137,021	254,312	222,081	189,170	134,896	198,170
	35～39歳	201,767	274,986	135,438	276,315	247,977	195,641	125,413	208,516
	40～44歳	201,096	298,299	133,502	277,839	240,475	189,828	115,038	213,166
	45～49歳	201,835	305,419	139,789	276,948	245,118	189,971	119,995	210,603
	50～54歳	196,300	304,491	135,949	273,066	231,356	179,849	116,563	211,290
勤 続 年 数	55～59歳	196,978	289,476	140,432	262,608	219,286	177,466	112,807	210,285
	60～64歳	174,762	241,150	128,444	232,331	192,331	157,335	110,763	187,143
	65歳以上	143,925	177,812	116,399	190,721	154,468	135,961	89,465	145,224
	計	184,226	253,463	133,716	252,182	210,261	172,708	113,066	193,461
	0年	136,954	193,681	106,484	204,560	163,547	124,791	95,164	161,200
	1年	147,338	204,208	112,779	205,112	171,602	144,521	102,823	153,409
	2年	151,064	207,469	117,869	228,102	163,356	152,521	94,293	165,520
	3～4年	166,349	231,861	124,274	235,859	193,068	154,280	113,309	172,529
	5～9年	179,697	244,926	130,020	256,823	199,136	166,633	114,444	191,208
	10～14年	200,737	276,920	142,197	254,935	213,190	186,441	113,914	204,788
平均	15～19年	216,964	298,066	152,766	277,041	233,807	200,870	135,189	220,196
	20～29年	227,137	306,384	161,199	273,074	242,702	204,312	146,584	243,498
	30年以上	206,270	261,374	152,382	257,551	214,756	178,889	146,251	219,562
	平均年齢(歳)	46.1	45.5	46.5	46.2	51.3	47.9	44.3	43.8
平均勤続年数(年)		11.9	13.1	11.0	14.1	16.8	14.0	7.9	10.7

注： 1) 年齢、勤続年数については、1年未満の端数を労働者ごとに切捨てとしている。
2) 「x」は、調査客体が少ないため公表しない。

ウ 特別に支払われた現金給与額

平成19年8月1日から平成20年7月31日までの1年間における、賞与など特別に支払われた現金給与額は208,367円で、前年比2.9%減となった。

男女別にみると、男は302,990円で2.9%減、女は135,611円で2.4%減となった。

主な産業についてみると、建設業は189,386円、製造業は194,193円、卸売・小売業は199,279円、飲食店、宿泊業は33,230円、サービス業は233,777円となった。(第3表)

第3表 主な産業・性別過去1年間に特別に支払われた現金給与額 (事業所規模1～4人)

主な産業・性	実 額 円	前年比 %	支給割合	
			か月分	前年差 か月分
調 査 産 業 計	208,367	-2.9	1.08	-0.05
男	302,990	-2.9	1.14	-0.05
女	135,611	-2.4	0.97	-0.04
建 設 業	189,386	-0.1	0.73	-0.02
製 造 業	194,193	-13.8	0.88	-0.14
卸 売 ・ 小 売 業	199,279	-2.1	1.06	-0.05
飲 食 店 , 宿 泊 業	33,230	11.6	0.28	0.01
サ ー ビ ス 業	233,777	-2.7	1.21	-0.02

注： 支給割合は、主な産業及び性別に対応する全常用労働者1人あたりの7月のきまって支給する現金給与額に対する、勤続1年以上の常用労働者1人あたりの過去1年間に特別に支払われた現金給与額の割合である。

(2) 出勤日数と労働時間

ア 出勤日数

7月における出勤日数は21.2日で、前年より0.1日増加した。

男女別にみると、男は22.4日で0.2日増加となり、女は20.3日で、前年と同水準となった。(第3図、第4表)

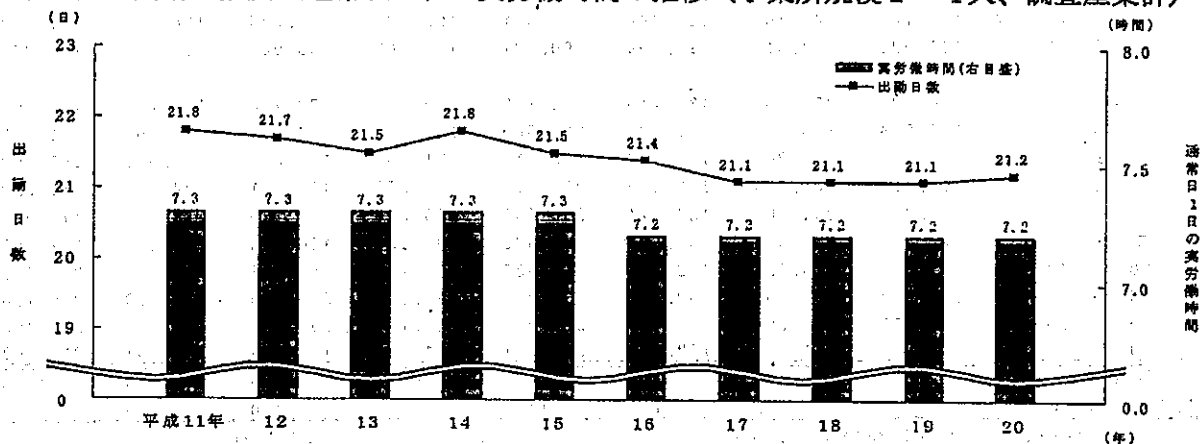
イ 労働時間

7月における通常日1日の実労働時間は7.2時間で前年と同水準となった。

男女別にみると、男は8.0時間、女は6.6時間となった。

通常日1日の実労働時間別に労働者構成をみると4時間以下で10.7%、5時間で8.3%、6時間で8.0%、7時間で15.4%、8時間で43.3%、9時間以上で14.3%となった。(第3図、第4表、第5表)

第3図 出勤日数及び通常日1日の実労働時間の推移 (事業所規模1～4人、調査産業計)



第4表 主な産業・性、事業所規模別出勤日数及び通常日1日の実労働時間

主な産業・性	出 勤 日 数				実 労 働 時 間			
	1～4人		5人以上		1～4人		5人以上	
		前年差		前年差		前年差		前年差
	日	日	日	日	時間	時間	時間	時間
調 査 産 業 計	21.2	0.1	20.0	0.1	7.2	0.0	7.7	0.0
男	22.4	0.2	20.7	0.2	8.0	0.1	8.2	0.0
女	20.3	0.0	19.1	0.1	6.6	0.0	7.0	0.0
建 設 業	22.3	0.4	21.9	0.1	7.7	0.0	8.1	0.0
製 造 業	21.4	-0.1	20.6	0.2	7.3	0.0	8.3	0.0
卸 売 ・ 小 売 業	21.7	0.2	20.0	0.1	7.3	0.0	7.2	0.0
飲 食 店 , 宿 泊 業	19.8	0.0	17.1	-0.2	6.3	0.2	6.5	0.0
サ ー ビ ス 業	21.5	0.1	20.1	0.2	7.4	0.0	7.8	0.0

注 : 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査7月分の結果であり、実労働時間は、月間総実労働時間数を出勤日数で除して算出している。

第5表 主な産業・性、通常日1日の実労働時間別常用労働者構成割合
(事業所規模1～4人)

主な産業・性	合 計	4時間以下	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間以上
	%	%	%	%	%	%	%
調 査 産 業 計	100.0	10.7	8.3	8.0	15.4	43.3	14.3
		(-0.3)	(0.2)	(0.2)	(-0.5)	(1.0)	(-0.6)
男	100.0	3.3	2.2	3.0	13.2	56.8	21.6
女	100.0	16.3	12.7	11.8	17.0	33.4	8.9
建 設 業	100.0	3.3	3.0	3.9	14.5	64.4	10.9
製 造 業	100.0	7.0	6.4	8.5	17.8	47.9	12.3
卸 売 ・ 小 売 業	100.0	8.6	8.5	8.2	14.1	43.9	16.7
飲 食 店 , 宿 泊 業	100.0	29.6	18.4	10.5	7.3	16.4	17.9
サ ー ビ ス 業	100.0	6.5	7.2	8.8	17.7	43.9	15.9

注 : 1) ()内は、前年差(ポイント)である。

2) 1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切上げ、30分未満は切捨てとしている。

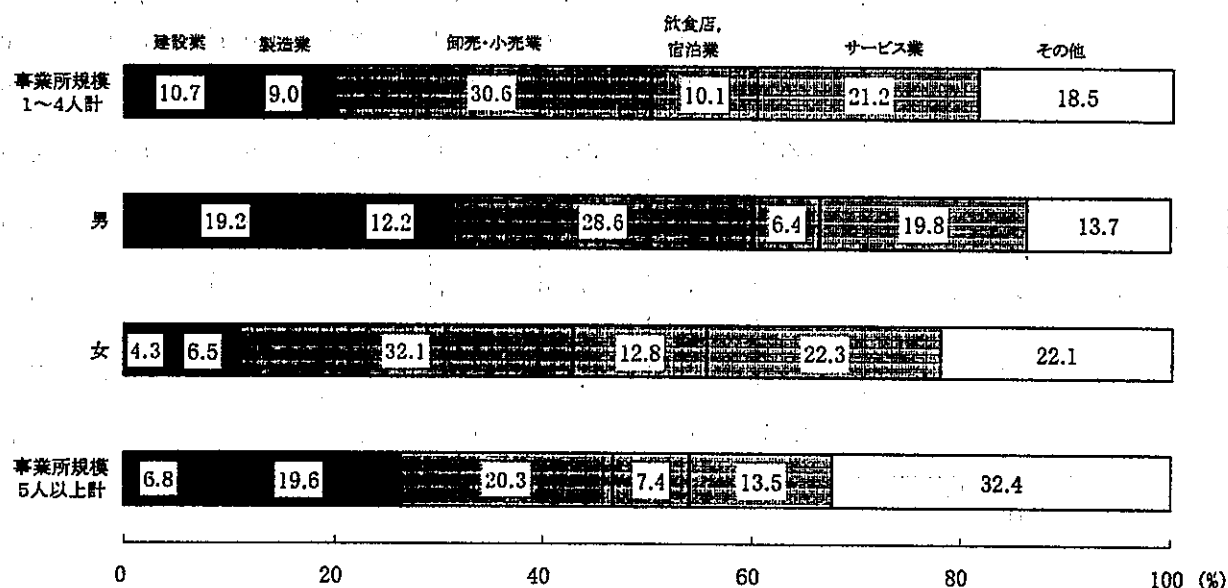
(3) 雇用

ア 常用労働者の構成及び女性労働者の割合

常用労働者の構成を産業別にみると、卸売・小売業が30.6%と最も多く、次いでサービス業21.2%、建設業10.7%、飲食店、宿泊業10.1%、製造業9.0%の順となった。

常用労働者に占める女性労働者の割合は57.4%となった。これを主な産業についてみると、建設業23.1%、製造業41.8%、卸売・小売業60.2%、飲食店、宿泊業72.9%、サービス業60.2%となった。(第4図、第6表)

第4図 性別常用労働者の産業別構成割合



注：1) 「その他」とは、鉱業・電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、金融・保険業、不動産業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業の合計である。

2) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査7月分の結果である。

第6表 性別常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者割合
(事業所規模1～4人)

産 業	常用労働者計	男	女	女性労働者の割合	
					前年差
	%	%	%	%	ポイント
調 査 産 業 計	100.0	100.0	100.0	57.4	0.0
建 設 業	10.7	19.2	4.3	23.1	1.0
製 造 業	9.0	12.2	6.5	41.8	0.3
卸 売 ・ 小 売 業	30.6	28.6	32.1	60.2	-0.4
飲 食 店 , 宿 泊 業	10.1	6.4	12.8	72.9	-2.6
サ ー ビ ス 業	21.2	19.8	22.3	60.2	1.4
そ の 他	18.5	13.7	22.1	68.6	-0.7

注：1) 「その他」とは、鉱業・電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、金融・保険業、不動産業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業の合計である。

2) 「女性労働者の割合」は、産業別の常用労働者数に対する割合である。

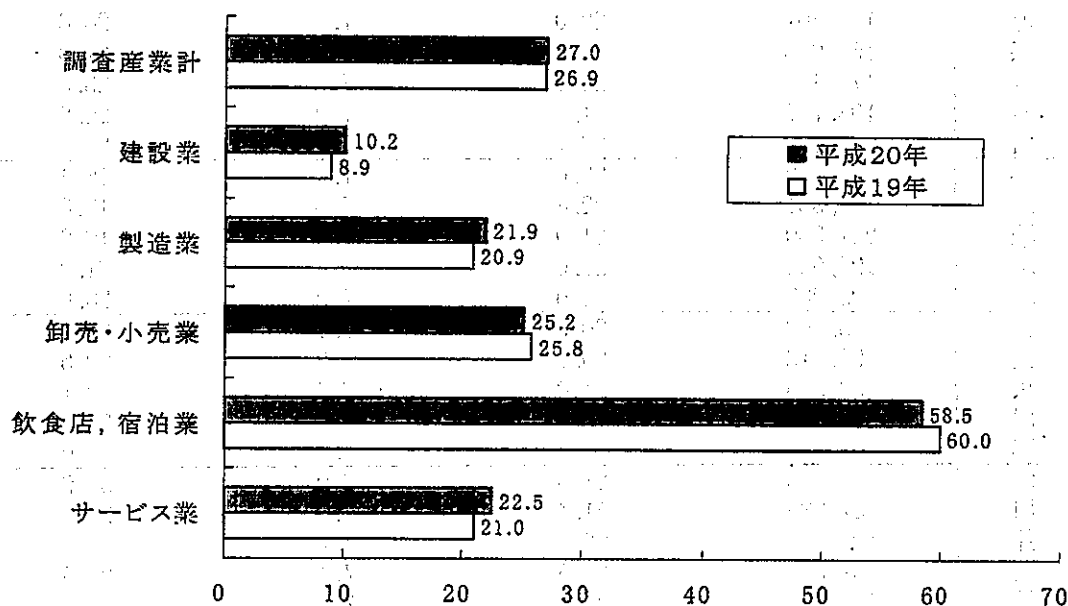
イ 短時間労働者の割合

短時間労働者の割合は27.0%で、これを男女別にみると、男8.4%、女40.8%となった。

主な産業についてみると、建設業10.2%、製造業21.9%、卸売・小売業25.2%、飲食店、宿泊業58.5%、サービス業22.5%となった。

また、年齢階級別にみると19歳以下が58.2%と最も高く、20～29歳が18.2%と最も低くなっている。(第5図、第7表)

第5図 主な産業別短時間労働者の割合（事業所規模1～4人）



注：数値は、産業別の常用労働者数に対する割合である。

(%)

第7表 年齢階級、性別短時間労働者の割合
(事業所規模1～4人、調査産業計)

年齢階級	常用労働者計		男		女	
	%	前年差 ポイント	%	前年差 ポイント	%	前年差 ポイント
年齢計	27.0	0.1	8.4	-0.4	40.8	0.5
19歳以下	58.2	1.2	52.0	-2.6	62.4	4.0
20～29歳	18.2	-1.0	10.8	-0.7	23.7	-1.0
30～39歳	22.2	-0.5	4.6	0.7	39.0	-1.4
40～49歳	28.1	0.1	4.3	-0.6	44.4	0.5
50～54歳	31.1	1.9	4.2	-1.5	46.7	3.5
55～59歳	28.2	1.2	4.9	-0.3	42.4	1.5
60～64歳	30.8	0.5	11.1	-0.7	45.0	0.9
65歳以上	36.6	-2.3	24.4	-2.0	46.8	-2.3

注：数値は、性、年齢階級別の常用労働者数に対する割合である。

3 付表

都道府県別きまって支給する現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間、
短時間労働者割合（事業所規模1～4人、調査産業計）

都道府県	きまって支給する 現金給与額	出勤日数	通常日1日の 実労働時間	短時間労働者割合
	円	日	時間	%
全 国	192,630	21.2	7.2	27.0
北海道	177,401	22.0	7.2	26.8
青森	166,048	22.8	7.2	21.8
岩手	172,445	21.9	7.2	23.5
宮城	194,787	21.4	7.2	26.8
秋田	177,439	22.1	7.1	24.3
山形	185,082	22.6	7.4	18.4
福島	188,361	22.4	7.5	18.8
茨城	201,339	21.0	7.5	19.0
栃木	194,655	21.6	7.4	21.9
群馬	192,282	21.0	7.2	28.0
埼玉県	203,508	20.5	7.1	29.1
千葉県	190,812	20.5	7.2	29.6
東京都	233,390	21.0	7.4	22.1
神奈川県	195,359	19.8	6.9	32.5
新潟県	203,792	22.3	7.4	20.0
富山県	200,626	21.6	6.9	32.9
石川県	187,985	21.4	7.3	25.5
福井県	194,993	22.3	7.4	21.3
山梨県	187,538	21.5	7.4	24.5
長野県	194,022	21.3	7.2	27.8
岐阜県	195,419	21.3	7.1	29.7
静岡県	195,704	21.3	7.3	25.9
愛知県	199,781	21.3	7.1	32.0
三重県	186,271	21.5	7.2	24.5
滋賀県	182,017	20.5	6.8	36.4
京都府	187,063	20.3	7.2	28.4
大阪府	206,442	20.4	7.2	26.3
兵庫県	170,701	20.7	6.9	33.6
奈良県	172,030	20.9	7.0	30.3
和歌山県	173,774	21.5	6.9	29.2
鳥取県	184,616	21.7	7.3	24.4
島根県	179,466	21.4	7.1	24.3
岡山県	194,513	22.0	7.2	22.9
広島県	187,022	21.7	7.2	28.5
山口県	179,262	21.2	7.1	25.8
徳島県	180,556	21.9	7.1	29.6
香川県	181,451	21.4	7.0	27.5
愛媛県	172,712	22.0	7.0	33.2
高知県	163,298	21.5	7.1	28.0
福岡県	184,627	21.3	7.1	29.2
佐賀県	177,095	22.0	7.3	25.9
長崎県	165,712	22.6	7.2	26.9
熊本県	168,118	21.6	7.1	27.7
大分県	167,291	21.6	7.1	26.4
宮崎県	168,305	22.5	7.3	23.3
鹿児島県	163,992	21.6	7.1	27.3
沖縄県	148,100	22.3	7.1	27.5

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県 コード 市区町村名

福岡県 101 北九州市 門司区
 福岡県 103 北九州市 若松区
 福岡県 106 北九州市 小倉北区
 福岡県 107 北九州市 小倉南区
 福岡県 109 北九州市 八幡西区
 福岡県 131 福岡市 東区
 福岡県 132 福岡市 博多区
 福岡県 133 福岡市 中央区
 福岡県 134 福岡市 南区
 福岡県 135 福岡市 西区

福岡県 136 福岡市 城南区
 福岡県 202 大牟田市
 福岡県 203 久留米市
 福岡県 204 直方市
 福岡県 205 飯塚市
 福岡県 206 田川市
 福岡県 210 八女市
 福岡県 211 筑後市
 福岡県 212 大川市
 福岡県 216 小郡市

福岡県 217 筑紫野市
 福岡県 218 春日市
 福岡県 222 前原市
 福岡県 224 福津市
 福岡県 226 宮若市
 福岡県 228 朝倉市
 福岡県 349 糟屋郡 粕屋町
 福岡県 383 遠賀郡 岡垣町
 福岡県 384 遠賀郡 遠賀町
 福岡県 503 三井郡 大刀洗町

都道府県 コード 市区町村名

福岡県 605 田川郡 川崎町
 福岡県 621 京都郡 苅田町

都道府県 コード 市区町村名